

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分担当名	同上
処分の名称	未熟児養育医療の給付決定
概 要	母子保健法に基づき、養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行います。ただし、病院は大阪市指定の養育医療機関に限ります。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条 母子保健法施行令 母子保健法施行規則第9条 大阪市母子保健法施行細則（昭和41年7月11日規則第57号） 大阪市未熟児養育医療事業事務取扱要領 （大阪市保健所管理課にて設置）
審査基準	1. 対象 母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、次に掲げるいずれかの症状等を有しており、医師が入院養育を必要と認めたもの。 （1） 出生時体重が、2,000 グラム以下のもの。 （2） 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。 ア. 一般状態 （ア） 運動不安、痙攣があるもの。 （イ） 運動が異常に少ないもの。 イ. 体温が摂氏34度以下のもの。 ウ. 呼吸器、循環器系 （ア） 強度のチアノーゼが持続するもの。チアノーゼ発作を繰り返すもの。 （イ） 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、毎分30以下のもの。 （ウ） 出血傾向の強いもの。 エ. 消化器系 （ア） 生後24時間以上排便のないもの。 （イ） 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの。 （ウ） 血性吐物、血性便のあるもの。 オ. 黄疸 （ア） 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。 （イ） 交換輸血が必要な重症黄疸児。 カ. 前記ア～オに準じる症状を有しており、特に入院養育が必要なもの。
標準処理期間	30日
経由日数	1週間
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書 ③世帯調書 ④委任状兼同意書兼誓約書又は誓約書 ⑤関係証明書（源泉徴収票の写し等） ⑥こども医療証又はひとり親家庭医療証又は重度障がい者医療証の写し（受給者のみ） ⑦健康保険証の写し（子供の名前が記載されているもの）以上の書類を揃えて、居住地の保健福祉センター保健福祉課へ提出してください。（①～④は、各区保健福祉センターにあります）
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371473.html</a> <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html</a>
備 考	